平成２５年（フ）第４７２号
仙台市青葉区新坂町11番10号
債務者　安達　庄信
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７０７号
京都市下京区東洞院通綾小路下る扇酒屋町293番地２　シャルマン小森107号
債務者　祇園Ｋｕｒｕｔｔｏこと　栗林　卓郎
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７８０号
京都市伏見区桃山南大島町１番地４　桃山南団地48棟101号
債務者　武本圭司こと　金　　源昭
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９０３号
京都市北区紫野西藤ノ森町11番地21　ハイツ山尚201
債務者　大橋　弓子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１６号
和歌山県新宮市三輪崎１丁目１番22号
債務者　竹内　純子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第１９号
和歌山県東牟婁郡串本町伊串396番地
債務者　勝山　穂積
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第１７号
鳥取県倉吉市上灘町55番地１　田中住宅、旧住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字旭70番地
債務者　藤田　美子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第２１号
鳥取県倉吉市上井550番地３　倉明園、旧住所鳥取県倉吉市三江467番３地
債務者　西村智奈美
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第５１５号
広島市西区山手町15番19―101号
債務者　髙嶋　真帆（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５５号
広島市安佐南区山本２丁目４番16―1303号
債務者　中田　美沙（旧姓俵・治田）
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７６号
広島市南区仁保１丁目40番６―102号
債務者　占部　初代
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６９号
愛媛県松山市森松町280番地２　Ｍホーナー森松502号
債務者　鶴岡　里栄
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０７６号
福岡県大野城市中央１丁目１番12―702号　アルテハイム
債務者　前田　博光
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７６８号
福岡市城南区片江２丁目４番２号
債務者　浦野　伊織
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１２１号
福岡市南区皿山２丁目６番39号
債務者　宮川　　守
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１２５号
福岡県太宰府市白川24番６号
債務者　江口より子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１６５号
福岡県宗像市神湊1242番地244
債務者　白木　健一
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１６９号
福岡市早良区野芥２丁目５番１―305号
債務者　中村久美子（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部